



札幌市の「地域相談支援マニュアル」改訂 新たに「自立生活援助マニュアル」も作成

2025年3月7日発行

地域相談支援と自立生活援助では、令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定や、改正障害者総合支援法の施行により、①対象者の明確化（地域定着支援と自立生活援助）や②基本報酬の見直し、③集中的な支援の評価（自立生活援助）、④サービス提供体制の推進（自立生活援助）等が定められました。（下図／令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容（令和6年2月6日））

①～④等を踏まえて2月25日に、札幌市の『地域相談支援給付費の申請及び支給について』（以下、『地域相談支援マニュアル』）が改訂されました。また新たに、『自立生活援助の支給について』（以下、『自立生活援助マニュアル』）も作成されました。両マニュアルでは、『計画相談支援等マニュアル』同様、報酬の算定要件等についてまとめた「別冊」も改訂や作成がされています。

両マニュアルは、札幌市のHP、
<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/sodanshien.html> からダウンロードいただけます。

内容を、少しご紹介させていただきます。

◎『地域相談支援マニュアル』と「別冊」

基準省令等を基に、意思決定支援の配慮や、地域移行支援計画の作成に当たり開催する計画作成会議に原則として利用者が同席する旨等について追記されています。また、基本報酬単位数の変更や、基本報酬に関わる3つの減算の新設等がされています。

◎『自立生活援助マニュアル』と「別冊」

地域相談支援のうち、地域定着支援の指定を受ける事業所が、自立生活援助の指定もあわせて受けることが多いことを想定して作成されました。ただ、自立生活援助の指定を受ける事業所はまだ決して多くないことから、新規事業所指定を受ける場合にも参考となるよう、事業所の人員や設備、取扱方針等が『地域相談支援マニュアル』等よりも詳細に記載されています。

人員については、一般相談支援事業所の相談支援専門員を自立生活援助のサービス管理責任者とみなすことができる特例等が説明されています。

自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援の充実

① 対象者の明確化（自立生活援助、地域定着支援）

- 同居する家族に疾病、障害等のない場合でも、本人の生活環境が大きく変わるタイミングなどに手厚い支援が必要となる場合に、サービスが利用できる対象者を明確化する。

② 基本報酬の見直し（自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援）

- 障害者の地域移行の推進や経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。
- 効果的な支援の提供が可能と認められる場合には、月1回の訪問に加えて、テレビ電話等を活用した支援が可能となるよう、サービス提供の方法を弾力化するとともに、支援の実態に応じた基本報酬区分を新設する。

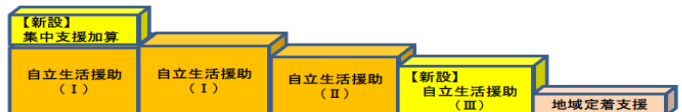
自立生活援助	【現 行】	自立生活援助サービス費（Ⅰ）1,558単位/月（30人未満）	1,090単位/月（30人以上）
		自立生活援助サービス費（Ⅱ）1,166単位/月（30人未満）	817単位/月（30人以上）
【見直し後】		自立生活援助サービス費（Ⅰ）1,566単位/月（30人未満）	1,095単位/月（30人以上）
		自立生活援助サービス費（Ⅱ）1,172単位/月（30人未満）	821単位/月（30人以上）
【新 設】		自立生活援助サービス費（Ⅲ）700単位/月	* 居宅への訪問とテレビ電話等を活用した支援をそれぞれ1回ずつ以上で算定
		自立生活援助サービス費（Ⅳ）3,504単位/月	（Ⅱ）3,062単位/月、（Ⅲ）2,349単位/月
地域移行支援	【現 行】	地域移行支援サービス費（Ⅰ）3,613単位/月	（Ⅱ）3,157単位/月 （Ⅲ）2,422単位/月
	【見直し後】	地域移行支援サービス費（Ⅰ）3,613単位/月	（Ⅱ）3,157単位/月 （Ⅲ）2,422単位/月
地域定着支援	【現 行】	・体制確保費 306単位/月 緊急時支援費（Ⅰ）712単位/日 緊急時支援費（Ⅱ）95単位/日	
	【見直し後】	・体制確保費 315単位/月 緊急時支援費（Ⅰ）734単位/日 緊急時支援費（Ⅱ）98単位/日	

③ 集中的な支援の評価（自立生活援助）

- 利用者の支援の必要性に応じて、おおむね週1回を超えて訪問による支援を集中的に実施した事業所に対する加算を新設する。

【新設】集中支援加算 500単位/月

* 自立生活援助サービス費（Ⅰ）において、月6回以上の訪問による支援を実施した場合に加算



④ サービス提供体制の推進（自立生活援助）

- 併設する相談支援事業所において、地域相談支援の業務に従事する相談支援専門員を配置することで、自立生活援助事業所のサービス管理責任者とみなすことができるよう、人員基準を見直す。
- サービス管理責任者を常勤専従で自立生活援助事業所に配置する場合には、配置基準を60：1とする。
- 多様な事業主体の参入を促す観点から、現行、一定の要件を満たす障害福祉サービス事業者等に限定されている実施主体に係る要件を廃止する。

